

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社アルプス技研と称し、英文では、Altech Corporation と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 精密機械および電気、電子応用機器の開発、設計、試作、製造および販売
2. 自動制御機器の開発、設計、試作、製造および販売
3. 輸送機械・鉄鋼ライン・医療機器の試験・検査装置および計測機器の開発、設計、試作、製造ならびに販売
4. 精密機械および電気、電子応用機器ならびに自動制御機器のメンテナンスの請負
5. 情報処理システムの開発、設計およびプログラムの作成ならびにこれらの保守
6. 電子計算機の入力業務およびタイプライター、ワードプロセッサでの文書作成の請負
7. 福祉関連用具の輸入、開発、製造および販売
8. 自転車の輸入、開発、製造および販売
9. 労働者派遣事業
10. 民営職業紹介業
11. 建築資材の販売
12. 不動産の賃貸ならびに管理業務
13. 高齢者、要介護者、要支援者向け介護施設の経営、管理の受託
14. 高齢者、要介護者、要支援者向け介護施設の経営に関するコンサルティング業務
15. 介護保険法に基づく、居宅サービス業務、居宅介護支援業務、介護予防サービス業務の運営およびコンサルティング業務
16. 機械、電気・電子、情報および化学等技術の教育ならびに研修業務
17. 人材育成・能力開発等教育・研修に関する業務
18. 前各号に付帯する一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

### 第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

- 2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、42,900,000株とする。

### 第6条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

### 第7条 (単元株式数)

当社の1単元の株式数は100株とする。

#### 第8条 (単元未満株主の売渡請求)

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

- 2) 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

#### 第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。
- 3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

#### 第10条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第11条 (基準日)

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第12条 (招集および招集地)

当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2) 前項の株主総会の招集地は、東京都内または神奈川県内のうち当社が招集通知にて指定する場所とする。

#### 第13条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2) 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

#### 第16条 (決議)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### 第17条 (買収防衛策導入の決定機関)

当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策導入の決定は株主総会決議による。

- 2) 買収防衛策の変更・継続・廃止については、株主総会の決議により決定することができる。
- 3) 新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会決議または株主総会による決議の委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

#### 第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役、代表取締役および取締役会

#### 第19条 (取締役会の設置)

当会社は取締役会を置く。

#### 第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役は10名以内とする。

#### 第21条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2) 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3) 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 補欠または増員で選任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第23条 (代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第24条 (業務執行)

取締役社長は、当会社の業務を統括し、役付取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が職務を代行する。

#### 第25条 (取締役会の招集)

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その

議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- 2) 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

#### 第26条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

#### 第27条 (取締役会の書面決議)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第28条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

#### 第29条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第30条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第31条 (取締役との責任限定契約)

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第5章 監査役、監査役会

#### 第32条 (監査役および監査役会の設置)

当社は監査役および監査役会を置く。

#### 第33条 (監査役の員数)

当社の監査役は5名以内とする。

#### 第34条 (監査役の選任)

当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。
- 3) 当社の監査役及び補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 4) 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

#### 第35条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査

役の任期の満了する時までとする。

第 36 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。

第 37 条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第 38 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第 40 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 41 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 42 条 (監査役との責任限定契約)

当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

第 43 条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第 44 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 45 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 46 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

第 47 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。

第 48 条 (剰余金の配当)

当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

第 49 条 (中間配当金)

当社は取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当金（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第 50 条 (配当金等の除斥期間)

配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。

- 2) 未払の配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 2) 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
- 3) 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1. 本定款は 1981 年 3 月 3 日から制定実施する。
2. 本定款は 1985 年 4 月 20 日から改定実施する。
3. 本定款は 1988 年 3 月 10 日から改定実施する。
4. 本定款は 1989 年 2 月 2 日から改定実施する。
5. 本定款は 1989 年 2 月 28 日から改定実施する。
6. 本定款は 1989 年 12 月 23 日から改定実施する。
7. 本定款は 1990 年 3 月 23 日から改定実施する。
8. 本定款は 1990 年 7 月 13 日から改定実施する。
9. 本定款は 1993 年 7 月 16 日から改定実施する。
10. 本定款は 1994 年 3 月 30 日から改定実施する。
11. 本定款は 1996 年 3 月 8 日から改定実施する。
12. 本定款は 1997 年 3 月 28 日から改定実施する。
13. 本定款は 1998 年 3 月 27 日から改定実施する。
14. 本定款は 1999 年 3 月 26 日から改定実施する。
15. 本定款は 2000 年 3 月 24 日から改定実施する。
16. 本定款は 2001 年 3 月 23 日から改定実施する。
17. 本定款は 2002 年 3 月 26 日から改定実施する。
18. 本定款は 2003 年 3 月 25 日から改定実施する。
19. 本定款は 2004 年 3 月 25 日から改定実施する。
20. 本定款は 2004 年 11 月 19 日から改定実施する。
21. 本定款は 2005 年 3 月 25 日から改定実施する。
22. 本定款は 2006 年 3 月 25 日から改定実施する。
23. 本定款は 2006 年 5 月 1 日から改定実施する。
24. 本定款は 2007 年 3 月 23 日から改定実施する。
25. 本定款は 2008 年 3 月 25 日から改定実施する。
26. 本定款は 2009 年 3 月 25 日から改定実施する。

27. 本定款は2010年 3月25日から改定実施する。
28. 本定款は2011年 3月25日から改定実施する。
29. 本定款は2016年 3月28日から改定実施する。
30. 本定款は2019年 7月 1日から改定実施する。
31. 本定款は2022年 3月24日から改定実施する。